

## 後期第 1 問

甲は料理屋の接客婦乙と馴染みになり、丙(生後 1 歳 7 ヶ月)をもうけていたが、遊興のため多額の借財を負い、両親から乙との交際を絶つよう迫られて、乙を重荷に感じ始め別れ話を持ちかけたが、乙はこれに応じず心中することを申し出た。甲は、乙に釣られて渋々心中の相談に乗ったが、3 日後、最早心中する気持ちがなくなっていた。しかし、丙に乙が死ぬ姿をみせたくなかった甲は午後 6 時 30 分から丙を甲所有の部屋の一室に閉じ込め、外側から鍵を閉めて不法に監禁した。そして午後 11 時、甲は甲所有の部屋の別室で、真実はその意思がないのに追死するもののように装い、予め買い求めて携帯してきた青化ソーダ致死量を乙に与えて嚥下させ、即時同所において、青化ソーダの中毒により乙を死亡させた。

甲の罪責を述べよ。